

ヤングケアラー支援事業について

1. ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。（令和6年6月施行）

2. 本市の事業について

（1）事業開始の経緯

厚生労働省では、令和4年度から令和6年度をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、ヤングケアラーに関して、わかりやすく、広く関心を集めるような広報・啓発活動を実施することとした。また、令和4年度からヤングケアラー支援体制の強化のため、地方自治体に対して財政支援を開始した。

こうした状況をふまえ、本市においても市内におけるヤングケアラーの認知度向上を図るとともに、こどもやその家族への支援体制を構築するため令和4年度に実態調査を実施した。

調査で回答のあった22,764人のうち、1.6%（355人）が「自身がヤングケアラーだと思う」と回答し、潜在的なニーズが認められた。この調査結果をもとに、令和5年度からこども家庭支援課にヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、相談窓口を設置し支援事業を開始した。

（2）相談支援の実施状況（令和7年8月末日現在）

①相談及び支援件数

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
相談件数（※1）	40	65	41	146
支援件数（※2）	7	4	1	12

※1 相談件数は、関係機関、LINEからの相談を含む。

※2 支援件数は、当課のヤングケアラーコーディネーターが面談等を実施した上で相談支援を実施している件数。支援を開始した年度に計上している。

②LINE相談（令和5年7月～）

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
新規友だち登録数	91	47	15	153

③支援事業の利用状況

ヤングケアラーと家族の身体的・精神的負担の一時的な軽減を図るとともに、必要な支援先へつなげる間の支援として、弁当配達等以下の支援事業を実施している。

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計	備考
家事援助	0	2	0	2	令和5年9月～
食品配達	3	7	1	11	
弁当配達	4	3	0	7	
ファミリー・サポート・センター利用補助	—	3	0	3	令和6年7月～

④周知・啓発

- ・関係機関等との連携（スクールソーシャルワーカーとの合同研修など）
- ・講演会（養護教諭対象・市職員関係機関対象）の実施
- ・相談窓口等の案内カード作成・配布（学校、公共施設、放課後ルーム、子ども食堂等から気になることもへ配布）

（案内カード）



（３）今後について

ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくいと言われており、支援が必要な人数を把握することは難しい。しかし、令和４年度の実態調査から、相談支援が必要な人数は一定数いることが見込まれる。

こども家庭庁においても、ヤングケアラーを支援につなげるため、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努めるとともに、市区町村においても任意の記名式等の方法により調査を実施することが重要としていることから、本市においても今年度、以下のとおり任意の記名式調査を実施する予定である。

調査により相談を希望するこどもが把握できた際には、当課ヤングケアラーコーディネーターとの面談等を行い、必要な相談支援につなげていくことを想定している。

【任意の記名式調査の概要】

- ・実施時期：令和７年１１月～
- ・市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で学習用端末を活用して実施
- ・対象学年：小学４年生から高校３年生

（４）事業の課題

- ・相談件数や支援事業の実績が少なく、ヤングケアラーに必要な支援が届いていない可能性があること
- ・保護者が相談支援につながることを拒む場合や、こどもが保護者に相談したことを伝えないでほしいという意向があった場合、支援導入が難しいこと
- ・高校等他市からの児童生徒の対応や情報共有、居住地によらない広域的な支援体制の確保